

農業所得の申告準備はお早めに

農業所得の申告は、平成15年分から原則「収支計算」(実際の収入金額から必要経費を差し引いて、所得を算出します)による申告となっています。

収支計算による申告を行うためには、農業についての収入金額や必要経費に係る記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要となりますので、来年度の申告も円滑に行われるように、早めに準備をしましょう。

裁判員制度を「存じますか?」

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、平成21年5月までに実施されます。

仙台地方検察庁では、学校、企業や、地域団体からのご要望があれば、講師を派遣します。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

明日のあなたを考えると...年金はあなたが主人公です。

誰にでも訪れる老後に備え、将来、無年金者にならないようにするために、この機会に年金制度を認識し、加入義務や制度の意義と役割を正しく理解しましょう。

少子・高齢社会の現在、国民年金制度が公的年金制度の柱として、ますます重要性を増してきています。また、歴史の生み出した英知として、私たち一人ひとりの生活設計に組み込まれており、年金は最後の生活の安定のために欠くことのできない、身近で大切なものです。

「大切な年金」を確実にするために正しい手続きを行い、保険料を忘れずに納めましょう。

◎社会保険事務局大河原事務所
0224-51-3111
市民課国民年金相談係
022-1312

仙南地域広域行政事務組合からのお知らせ

市町税(2市7町)の滞納整理が順調に仙南地域広域行政事務組合では、仙南2市7町の税負担の公平性を確保し、市町税(国保税を含む)の徴収率向上と行政の効率化を目的として、本年4月から滞納整理事務の共同処理を行っています。これまで、2市7町から移管を受けた高額や悪質などの滞納案件についても、催告に応じなかった滞納者には不動産や給与、預貯金、電話加入権の差し押さえなど、滞納税を強制的に徴収する手続き(滞納処分)を進めており、処理は順調に進んでいます。

今後、滞納税の公平性を確保するため、差押予告などにも応じない滞納者については、不動産や預貯金、給与のほか、年金、生命保険金、自動車、売掛金なども対象として差し押さえを行うとともに、差し押さえた不動産などの公売を行い、市町の滞納税を確保してまいります。

本来、税は自主納付が基本です。税の果たす役割をご理解いただき、組合の滞納処分を受ける前に自主納税にご協力ください。

◎仙南地域広域行政事務組合滞納整理課
0224-52-2632

火災予防運動が始まります

秋季火災予防運動が11月9日から11月15日まで実施されます。住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◎1年365日が火災予防運動です!

◎依然として、消火器に関する悪質業者が家庭を訪問しています。納得できない契約や購入は絶対しないでください!

◎消防テレホンサービス
0180-992-123
◎仙南地域広域行政事務組合白石消防署
025-2259

平成18年次 就学時健康診断の日程について

次の日程により就学時健康診断を行います。対象小学校の日程をお確かめの上、受診してください。なお、当日は保護者または保護者の代理の方の付き添いをお願いします。

- 11月10日(木)
白石第一小、越河小、斎川小、大平小、大鷹沢小、白川小
- 11月11日(金)
白石第二小、福岡小(分校含む)、深谷小(分校含む)、小原小
- 会場 中央公民館
- 受付時間
13時30分～13時50分
- ◎教育委員会学校教育課
022-13342

11月8日は「イイ歯デー」です

宮城県保険医協会では、11月8日を「イイ歯デー」と定め、歯科健康テレホン相談を実施いたします。

歯のことで悩んでいる方はぜひ、お気軽にご相談ください。

- 電話受付時間 10時～16時
- 回答方法 3日以内に歯科医師が直接相談者にお答えします。
- テレホン相談電話番号
022-265-1667
(宮城県保険医協会内)

人権擁護委員の委嘱について

平成17年10月1日付けをもって法務大臣より次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

谷津 實(斎川字入道前29)

●人権擁護委員の主な仕事
皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし人権が侵されたり侵されようとしている場合には、相談相手になってその救済を図るとともに、地域住民の皆さんに正しい人権の考え方を広める

◎生活環境課 022-1314

市民バス「薬師堂線」(かんぼの宿ゆき)を試験運行します

●試験運行区間 旧刈田病院～かんぼの宿
●試験運行期間 平成17年11月10日～18年1月26日
●試験運行日 木曜日(11月10・17・24日、12月1・8・15・22日、1月5・12・19・26日)

●時刻表

(下り)			(上り)		
停留所名	1便	2便	停留所名	1便	2便
旧刈田病院	10:00	13:50	かんぼの宿	10:20	14:10
白石駅	10:02	13:52	六本松	10:21	14:11
すまゝひろば	10:03	13:53	葛西丁	10:22	14:12
ポーチパーク	10:04	13:54	新町	10:23	14:13
亘理町	10:05	13:55	短ケ町	10:24	14:14
短ケ町	10:06	13:56	亘理町	10:25	14:15
新町	10:07	13:57	ポーチパーク	10:26	14:16
葛西丁	10:08	13:58	すまゝひろば	10:27	14:17
六本松	10:09	13:59	白石駅	10:28	14:18
かんぼの宿	10:10	14:00	旧刈田病院	10:30	14:20

〔停留所標識について〕
停留所は、旧刈田病院～ポーチパークおよび六本松、かんぼの宿は市民バス停留所標識設置箇所、亘理町～葛西丁は宮交仙南バス停留所標識設置箇所となります。
※平成18年2月以降の運行の可否については、1月までの利用状況により決定いたします。
◎企画情報課 022-1324

知って 裁判員制度について

Do you know?

◎1 裁判員はどのようにして選ばれるのでしょうか?

A1 選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者になる人を毎年「くじ」で選び、裁判所ごとに裁判員候補者の名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。事件ごとに名簿の中から「くじ」でその事件の裁判員候補者が選ばれます。選ばれた人には、裁判の日時などが連絡されます。

次に、裁判所で候補者の中から裁判員を選ぶための手続きを

◎2 辞退できるのでしょうか?

A2 原則として辞退できません。ただし、次のような人は事情が認められれば辞退できます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体議会における議会中の議員
- ③学生または生徒
- ④過去5年以内に裁判員、検察審査員などを務めた人
- ⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことがある人
- ⑥一定のやむを得ない理由があり、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人(やむを得ない理由:重病や介護、同居の親族の介護や養育、事業に著しい損害が生じる恐れがあること、父母の葬式など)

◎3 辞退できるのでしょうか?

A3 原則として辞退できません。ここで、裁判員にならない理由がない理由などについて質問されます。

◎4 辞退できない理由が認められれば辞退できます。そこで、裁判員になれない理由が認められた人は除外されます。除外されなかった人の中から、裁判員が選ばれます。

◎5 いきいきプラザ消費生活相談室
022-078-3333
(相談日 月水金9時～16時)